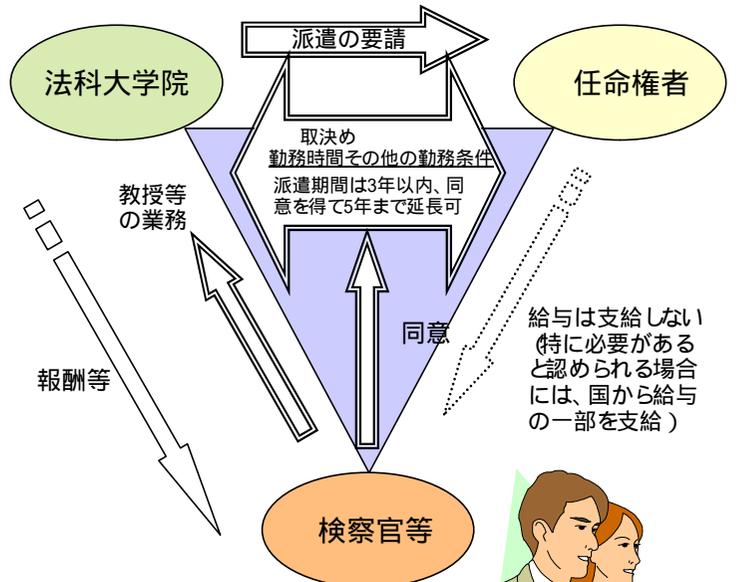
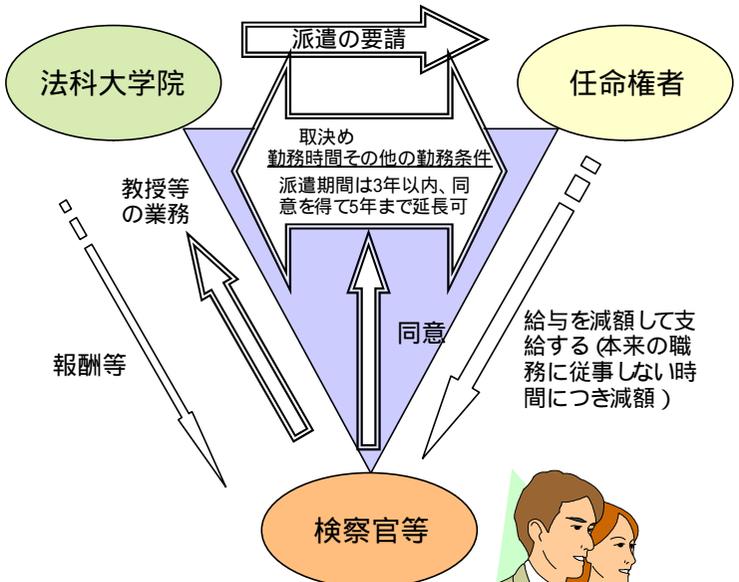


法科大学院への検察官その他の一般職国家公務員（検察官等）の派遣

いわゆるパートタイム派遣

いわゆるフルタイム派遣



特に必要があると認められる場合には、国から減額分の一部 (百分の五十を上限) を支給

特に必要がある場合には、国から給与の一部 (百分の五十を上限) を支給

教授等の業務を行うため必要な時間につき給与を減額

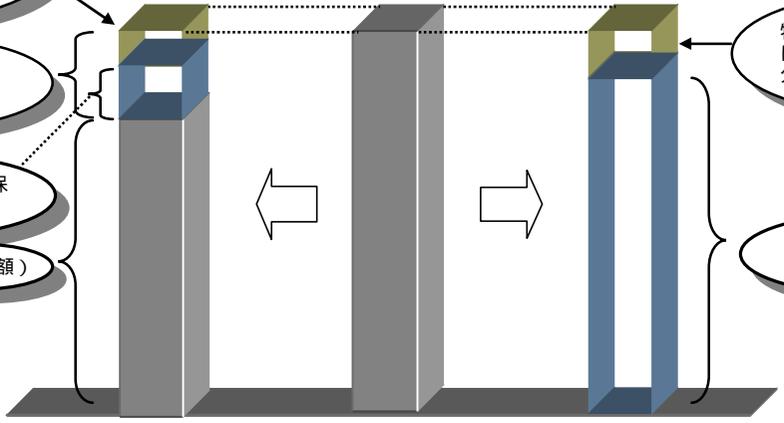
相当額の報酬等が確保されるよう努める。

相当額の報酬等が確保されるよう努める。

給与 (減額)

任命権者は、同意を得るに当たり、検察官等に取決めの内容を明示する。
任命権者は、法科大学院から相当額の報酬等が確保されるよう努める。
教授等の業務を行うため必要な時間は、本来の職務に従事せず、この時間につき給与を減額する。
特に必要があると認められる場合には、国から減額分の一部を支給することができる。
共済組合・退職手当等につき必要な措置を講ずる。

任命権者は、同意を得るに当たり、検察官等に取決めの内容を明示する。
法科大学院から報酬等の支払を受ける (任命権者は、相当額の報酬等が確保されるよう努める。)
国からは給与を支給しない。
特に必要があると認められる場合には、国から給与の一部を支給することができる。
共済組合・退職手当等につき必要な措置を講ずる。



(いわゆるパートタイム派遣) 派遣前の給与 (いわゆるフルタイム派遣) 給与の支払等]